

## 岡山藩の寺社整理政策について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 圭室, 文雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/9886">http://hdl.handle.net/10291/9886</a>

# 岡山藩の寺社整理政策について

圭室文雄



## 目次

はじめに	3
一、神社の整理	3
二、寺請から神道請へ	6
三、寺院整理政策の意図	9
四、領内における各宗派の分布	11
五、寺院整理の実態	13
六、幕府への対応	16
むすび	20

## The Organization of Shrines and Temples in Okayama Province

Fumio TAMAMURO

In this essay, I examine the policy of destroying and consolidating shrines and temples in Okayama instituted by the domain's extremely anti-Buddhist daimyo, Ikeda Mitsumasa, in 1666 and 1667. Of the 11,146 shrines existing at the time, he destroyed 10,528, and gathered their central objects of worship and other treasures into 71 newly built shrines (*yosemiya*). Ninety four point five percent of the original shrines were destroyed. He allowed 618 major shrines and tutelary shrines to remain, leaving 689 shrines in Okayama from that time forward.

Of the 1036 temples existing in 1666, 598, or 58 percent, were destroyed. Particularly hard hit by these measures was the Nichiren sect, which saw 88 percent of its temples eliminated. Up to 92 percent of these belonged to the sect's *fujufuse* branch.

In the end, 438 temples remained in Okayama. There were 706 villages in the domain, so the average number of shrines and temples per village was 0.98 and 0.62, respectively. Compared to the national average, the amount of shrines and temples in Okayama was extremely small.

In 1667, Mitsumasa opposed the people of his domain and abolished the temple certificates (*tera-uke*) issued to them by Buddhist clerics, forcing them to get Shinto certificates (*Shinto-uke*) from priests at Shinto shrines instead. As a result, 97 percent of the domain was registered at Shinto shrines in 1669, while Buddhist temples were destroyed one after another. It is evident from the above that Ikeda Mitsumasa, daimyo of Okayama, implemented a thorough-going policy of temple consolidation.

## 岡山藩の寺社整理政策について

圭室文雄

### はじめに

岡山藩の寺社整理について、ここではとりあげてみたい。江戸時代の初期、すなわち、寛文年間（一六六一〜七二）廃仏毀釈政策をとった大名は全国で三人あった。その内の一人が岡山藩主池田光政であり、あとの二人は会津藩主保科正之と水戸藩徳川光圀である。三人に共通するのはいずれも儒教の思想を強くもち、かつかなりの学識をもっており、それを藩政の中に生かした点である。

岡山藩の寺社整理政策をここでとりあげたのは、この三藩の中で最も徹底した政策をとったためである。領内の半数以上の寺院を整理するとともに、一方で一萬有余の神社を処分し寄宮として合祀するなど、他の藩の追従を許さなかった。

勿論岡山藩における宗教事情もあった。一つには幕府がキリスト教とともに禁制していた日蓮宗不受不施派の一大拠点であったこと、二つめには、承応三年の未曾有のききんに際して寺院僧侶が全く救いの手をかさなかつたことである。この時光政の片腕として、このききん対策に活躍したのが熊沢蕃山であった。それゆえ光政は少なからず蕃山の思想をうけつき、排仏的思考をかためていたと思われる。

寛文五年（一六六五）七月、幕府が「諸宗寺院法度」を公布し、寺院僧侶の風俗類廃を指摘し、その取締りを命ずると、光政は早速領内の僧侶の不義を摘発する政策をとっている。また一方でこの年幕府は全国の寺院に寺領を宛行っているが、その折日蓮宗に対しては、「寺領は供養也」という誓約書をとっている。つまり「供養」は「不受」とする不受不施派の縮出しである。

この様な幕府の寺院政策の動きに敏感に対応し一步踏みこんだのが、岡山藩主池田光政であった。寛文六年に入ると彼は矢次ぎ早に寺社整理政策を断行したのである。

ここでは一応目次に示した六項目についてこの問題を検討してみたいと思う。

### 一、神社の整理

藩主池田光政は、領内におびただしく存在する神社を削減することについて、『池田光政日記』（岡山美術館所蔵）寛文六年五月十八日の条で次の如く記している。

國中在々有之わけもなき小社共、五千石地ニ壹ヶ所ニあつめ、吉田殿へ申ふうしこめ、其外大社又ハ所のおふすな（産土）ハのこし置

可申候哉と、三人代官頭申候、一段可然と申付候。

小社之書付大かた。

老万千百余つぶし候事。

と記している。つまり由緒がはっきりしない小社を、五千石単位で何か所に集めるとしている。岡山藩は表高三万五千石であるので、この計算でいけば、六三社に寄宮し、その他の大社と産土社を残す計画であったことがわかる。『池田家履歴略記』（岡山大学池田家文書）には次の如く記されている。

毀不正神社

備前一国備中数郡之内、淫祀之小宮を俗に荒神と名付く、崇敬する類、年を逐て多く、愚民は疫疾・災難・狐狸の妖ある時、山伏・神子などにたふらかされ、此れ荒神のたふりなれば、祈禱すへしとそ、財宝を貪り取られ、又は宮地に生ずる草木をも、民恐れてはす、其ほとんど国中に及けるを、烈公（池田光政）深くうれへ給ひ、其民のまとひを解き、且土地の費をも改正し給はん。

と、淫祠が多いことをまずあげ、とりわけ荒神のたたりを強調し、病氣や災難や狐つき等の祈禱を山伏や神子が行っていることを批判している。この様な淫祠邪神の一掃こそが神社整理の目的であることを明示している。そして淫祠邪神こそが民衆からの収奪を招くものであるという認識である。続けて次の如く記している。

五月十八日（寛文六年）代官頭川村平太兵衛・西村源五郎・都志源右衛門に仰て、松岡市之丞とはかりて、うふすな（産土）の神の外は残らず破却し、其宮地の材木をもつて、一代官所に一社を建つ、是を寄宮と号し、吉田家より証印を勧請す。此度改られしに、備前一国・備中数郡の惣宮数老万千百三拾社也、内六百老社は氏神なれば、残り老万五百式拾七社の淫祀の小宮悉くこほつ、七拾六の寄宮なれり、寄宮の普請は翌寛文七年閏二月晦日より取かゝり、社地の

竹木不足あらは御材木伐取へしと三人の代官頭に命せられぬ。『池田家履歴略記』

と、寛文六年五月十八日に、池田光政が代官頭三名に寄宮政策の実施をせまっている様子がうかがえる。産土神以外は破却し、一代官所に一社の寄宮を作り破却社の神体・什物を入れることを命じている。つまり七六社の寄宮と六〇一社の氏神、合計六七七社の建立を許し、一〇五二九社を破却するという政策である。寄宮の建設は翌七年三月より始めるとしている。存立を許されたのは、惣宮数の六％にすぎない。つまり九四％の小社が破却されたのである。もっとも寄宮の数は『池田光政日記』の六三社から七六社に若干増加はしているが、ほぼその目的は達成されたといえよう。つぎに寄宮政策実施の様子を『御領内寄宮記』（岡山大学池田家文書）で具体的にみてみよう。まずその前書には、

備前・備中御領分村々ニ於テ、故も無之、或狐狸等之たたりヲ成し候とて祝置、荒神ト号シ候淫祠有之ニ付、巫覡之輩種々之邪説ヲ成シ、彼荒神ニ禱リ、其利ヲ貪、民を感シ候ニ依テ、羽林君（池田光政）被憂思召、江戸被達御役人中江、其上ニ而吉田侍従ト部兼連朝臣<sup>五</sup>被仰遣、其村之産神、或ハ故有之正社斗被残置、其外之淫祠老万五百式拾七社、郡吏ニ命シテ被毀之、七十六社トシ、<sup>一代官頭三六拾三社</sup>吉田侍従ヨリ御証印被仰請、寄社ト号シ、被建立事如左、自今以後、於備前・備中之領分、新規ニ小社等取建候事、堅ク被停止之旨、被仰出之、

と、ほぼ『池田家履歴略記』と同じ趣旨が記されている。しかしここでは、江戸幕府の役人に連絡して了解をえていること、京都吉田家の了承をとっていることがわかる。とりわけ、吉田家は前年の寛文五年七月の神主称宜法度により、幕府から全国の村鎮守レベル神主の任命権を手にしたばかりであったので、藩主の手による神社の新設統合に

## 岡山藩の寺社整理政策について

はきわめて協力的であった。

次の第一表は岡山藩の寄宮政策の実態について検討するため、『御領内寄宮記』で作成したものである。尚大社・産土社の項は『備前国々中神社記』でおぎなつた。

まず郡毎の破却神社数をみてみると、第一位は備中国浅口郡三二三八社がとび抜けて多く、第二位備前国津高郡一六四九社、第三位邑久郡一二六五社、第四位赤坂郡一一七三社の順である。もっとも少ないのは御野郡の一二〇社である。

ついで寄宮数はそれほどの差はないが、第一位は備前国の上道郡一二社、第二位は赤坂郡・津高郡・邑久郡のいずれも一〇社である。もっとも少ないのは備中浅口郡の三社である。

つぎに寄宮一社あたりの破却神社数を出してみると、第一位は備中国浅口郡の一〇七九・三社で、とび抜けて多い。第二位は備前国津高郡一六四・九社、第三位は備中国山南一五二・六社、第四位は備前国邑久郡一二六・五社、第五位は和気郡一二二・二社である。もっとも少ないのは御野郡三〇社である。ともあれここでは浅口郡の小社破却がきわだっている様子がうかがえる。

寛文六年現在残された大社・産土社・寄宮の合計は六八三社である。これを村数で割ると一村当り〇・九七社という数字をうるることができる。さて多い順にみると、第一位・備中国山南の一・三二社である。第二位が備前国赤坂郡一・二九社、第三位が備中国浅口郡一・一三社、第四位が備前国児島郡一・一一社である。また最低は備前国邑久郡〇・六五社である。

結局大社・産土社に寄宮をプラスしても六八四社にすぎず、総村数七〇六か村で割ると一村当り〇・九七社となり、一村一社にはとどかない。元禄九年（一六九六）水戸藩が一村一社制を実現したことからすると、岡山藩の方がよりきびしい神社破却政策をとったといえる。

第1表 岡山藩領の寄宮と産土・大社の分布

1667年現在

国名	郡名	破却神社数	寄宮	産土・大社	村数	寄宮一社当りの破却神社数	整理後の一村当りの社
備前	御野	120	4	39	53	30.0	0.81
	上道	785	12	57	86	65.4	0.8
	邑久	1,265	10	34	68	126.5	0.65
	和気	611	5	73	84	122.2	0.93
	磐梨	315	6	46	55	52.5	0.95
	赤坂	1,173	10	110	93	117.4	1.29
	津高	1,649	10	87	115	164.9	0.84
	児島	609	6	77	75	101.5	1.11
備中	山南	763	5	65	53	152.6	1.32
	浅口	3,238	3	24	24	1,079.3	1.13
合計		10,528	71	612	706	148.3	0.97

ところで水戸藩は元禄九年（一六九六）領内の七三の八幡社を神仏習合の本地垂迹説を肯定しているという理由ですべて破却し、その後新しい神社を勧請しているが、岡山藩では八幡社破却の政策はとっていない。その意味では岡山藩の方が神仏習合の否定迄は踏込んでいないといえる。岡山藩領内には寛文七年（一六六七）現在、産土神・寄宮の中に二五四社の八幡社が存在している。これは総神社数六八三社の三七・二％に当る数字である。驚くべき数字といえる。寄宮の数が『池田家履歴略記』『御領内寄宮記』前書では七六社である、この表でみると実際には七一社であったことがわかる。

以上のように池田光政の神社整理には神仏習合の否定迄は踏込んでいないが、神社一〇五二八社を破却したのは驚嘆に値するといえよう。残された六八三社はその六・五％にすぎない。つぎに寺請から神道請への転換政策をみてみよう。

## 二、寺請から神道請へ

池田光政の寺社整理の眼目の一つは、寺請制の廃止と神道請の実施であった。光政の片腕として藩政改革を実施したのは熊沢蕃山（一六一九〜一六九二）であった。彼は寺請制の弊害について次の如く述べている。

今の寺請は何の用にもたゞず、殊之外なる国々の費也、（中略）其上此吉利支丹請にて、不義無道の出家漫り、仏法の実は亡びたるといへり、（中略）今寺請を止て、天下の人の信不信に任せば、檀那寺持たざるもの大分ならん。然らば僧は飢に及びんか。（『大学或問』）

と、寺請制度の施行により、寺院経営が安定し、僧侶の生活が華美になつたことをいませしている。さらに言をつぎ、寺請制の廃止を提言

している様子がわかる。また民衆が仏教信仰をもっていないことも指摘している。

寺請制度について若干触れてみると、江戸幕府は寛永十二年（一六三五）全国民に対して寺請証文の提出を命じている。そしてこれがほぼ完全に実施されたのは、島原の乱の結着をみた寛永十五年のことであった。寺請証文とは、檀那寺の僧侶がその寺の檀家の者はキリスト教徒ではないことを保証した証文の事である。この証文が村役人に提出されてはじめて、人々は宗門人別改帳（戸籍）に記帳されたのである。つまり寺の住職に対してこのようなキリシタン摘発の権限が与えられたのである。それゆえ全国民は信仰の有無に関係なく近くの寺と寺檀関係を結ばなければ、自分の身分が保証されなかつたのである。

一方寺の側からいえば、まさに干天の慈雨の如き思いがしたわけであるし、この機会に檀家を経営基盤としてとり込むことができた。それが現在迄続いている檀家制度の出発点である。さて寺請制度が成立して、ほぼ三十年経過し、寺院の経営が安定すると僧侶の生活の華美・頽廢の傾向がみえてきたので幕府がそのきつかけになつた寺請業務（キリシタン摘発業務）を村役人に移し、寺の権限を削減すべき政策を打ち出したのが寛文四年の宗門奉行の設置、寛文五年の寺院諸法度の制定であった。この様な幕府側の動きについて、熊沢蕃山は排仏論をとまえ、池田光政は具体的な政策として、僧侶による寺請証文の作成を廃止し、神主を中心とした神道請証文の提出を打出した。先述の産土神・寄宮制度は、単なる淫祠邪教の排除にとどまらず、これら神主に神道請をさせる前提作業であった。

寛文六年（一六六六）八月三日、池田光政は、領民に対して、宗門手形の作成を命じた。それは寺請証文を廃止して神道請証文に改正することであった。その証文の雛形を領内に明示したがそれによると、

吉利支丹請状

一、私儀、代々真言宗にて、何郡何村何寺且那にて御さ候処ニ、儒道ニ存付、神道を学ひ、当何月幾日より仏法を捨、儒道の祭祀を仕、生所神を信し申候故、即何宮ノ祢宜請狀取指上申候

月 日 何郡何村ノ某

〔池田光政日記〕

と、まず本人がこれまで寺請狀をもらっていた寺の宗派・寺名を記し、この寺院から離れ、これまでの仏葬祭から儒葬祭に変わったこと、そして信仰するのは生所神（産土神）であることを記させた。ここで宗派を真言宗としているのは、この宗派が領内で最も多いので、これをモデルとしたものであろう。つまり仏教信仰をすて、何月何日より神道を信仰することを明示、それゆえ宗門手形はこれ迄の寺請狀ではなく、神道請狀を神官から提出させること、としている様子がわかる。神道請狀の案文は神主が作成するものであるが、書式は、

一、何郡何村之某、只今迄真言宗にて、何郡何村何寺之且那にて、即請狀指上申候へとも、当何月幾日より儒道ニおもむき神道を学ひ、生所神（産土神）何宮を信し申候、吉利支丹にてハ無御座候、若うさん成儀御座候ハ、私罷出瑠明可申候、仍為後日如件。

月 日 何郡何村何宮ノ祢宜

〔池田光政日記〕

と、あり、内容は前の書式とほとんど変わらないが、神道請のため最後に産土神の神官が署名して、キリスト教徒でないことを保証する形式をとっている。

翌八月四日には「儒二志申者ノきりしたん請狀之仕様、代官頭・郡奉行へ申渡事」〔池田光政日記〕と記されているので、先の神道請証文が代官頭・郡奉行を通して、岡山藩領の民衆に明示されていることがわかる。一方八月五日に岡山藩は、幕府へもこの「神道請証文」作成について連絡をしている。「きりしたん請狀之うつし、大和（老

中久世広之）・内膳（老中板倉重矩）へ遣候事、又國中儒二志申候者おひたたく候間、何かときた可仕と存候へ共、無用共難申付候由、状遣候事」〔池田光政日記〕。

やや時がたつての評価と思われるが岡山藩の神道請制度について幕閣の評価はつぎの如く記されている。

稲葉美濃守（老中稲葉正則）は神道請の事其発端ならば指留らるる理あるべし、最早國中に令ある上は其分たるへしとあり、久世大和守（老中久世広之）を初め、其余の執政は皆可否の論なし、かくてその後酒井（老中酒井忠清）より何の答もなければ、存分のごとく神職請に極むへしやと申させ給へは、酒井いかにも然るへしと差図有しかは、六月六日（寛文七年か）天下の宗門奉行北条安房守（切支丹奉行北条正房）・保田若狹守（切支丹奉行保田宗雪）のもとへ、能勢少右衛門・伊木頼母（岡山藩宗門改奉行）を以て、右の旨を達し給ふ、北条返答に仏を捨たる者は神職受然るへしとあり、保田は一段然るべき旨とそ答へけり。〔池田家履歴略記〕

とみえ、幕閣の中においてもこれまで幕府が全国ですすめてきた寺請証文に変わり、岡山藩のみが神道請証文に変更することについて異論があったことが伺える。しかし結論としていえば、老中酒井忠清の同意をえて断行しているので、他の幕閣は見切り発車をしてしまったものは仕方がない、ということととりたてて岡山藩が批判されることもなかったようである。

もちろんこのような寺院僧侶の華美な生活に批判的であった幕藩領主のなかにも光政の政策に賛同者はいたのである。たとえば、大坂町奉行彦坂右岐守重治は、寛文七年（一六六七）三月十八日、

備前之様にこそ不成共、諸国にも左様に仕度候、坊主共に何共可仕様無之候由、当所にて承候に、御家中民迄忝存御仕置と承及候、

〔池田光政日記〕

と、池田光政の神道請政策を好意的にみている様子がわかる。

神道請の方が寺請よりすぐれている点について池田光政は老中に送った書簡「寛」(寛文七年四月)の中でつぎの如く指摘している。

只今迄之坊主ノ請状よりは細ニテ、慥成所御座候と存候、子細ハ只今迄はたとへばうさんなる者御座候ても、坊主請ニ立候へハ、其分二見のかし候義も可在之と存候、又坊主は一代者ニ而、他国よりもすはり候へハ、請ニ立候不<sub>レ</sub>欠<sub>レ</sub>字<sub>カ</sub>、とても不慥成義と被存候、只今ハ五人組申付、其氏子之分、家内之人數ヲ社人手前ニ書付置、死人在之候へハ、其帳之名ヲ消、又生レ候者御座候へハ、即時ニ村之庄屋彼社人へ申届、右之帳ニ付置、毎月一度つづ其帳面之人數ヲ改、判形仕候様ニ申付置候、若其内ニきりしたん於在之ハ、五人組共ニ曲事ニ可申付とかたく申付置候事。(岡山大学池田家文書)

と、まず寺請状より神道請状の方が詳細であること、坊主は一代限りしか寺におらず、またその出身地が他国である場合もあり、地元の様子に明るくないこともあるが、神官の場合は地元で生れ育っているの  
で、近隣の様子がよくわかること、今回から毎月一回つづ帳面を改めることにしたこと、その折家族の人数、生没者を確認すること、としている。さらに五人組にも責任を持たせたこと等をあげて、神道請の長所を強調している。ところで寺請証文の作成は寛永十二年(一六三五)に開始され、最初はかなり厳しく行なわれていたが、キリスト教徒の摘発が一段落した一六六〇年段階ではきわめて形式的にしか行なわれず、三年に一回か六年に一回その追跡調査をするという形態であったので、毎月確認するということはきわめて異例といえるかも知れない。

しかし宗門人別帳の作成が毎年行なわれた例がないわけではない。地域はやや離れ時代はかなりさがるが、信濃国佐久郡桑山村では元禄元年(一六八八)〜文化九年(一八一二)の二二五年間で九九冊の宗

門人別帳が残っており、同郡矢嶋村には文化四年(一八〇七)〜慶応四年(一八六八)の六十二年間で一二三冊残っているし、これは宗派単位の寺院が作成しているが、同郡五郎兵衛新田村は安永十(一七八一)〜明治四年(一八七二)の九十一年間、宗派毎の宗門帳も含めると八二七冊残っている。以上のようにこの地域では毎年詳細な宗門人別帳を作成していたことがうかがえる。本来はこの様なあり方だったのかも知れない。研究者によっては、現存する宗門人別帳が少ないので、年がかなりあいて作成されたかの如く思ってしまったともいえる。

次に岡山藩の神道請の実態を若干とりあげてみよう。貞享五年(一六八八)三月二十六日「備前国切支丹并類族死人帳」(岡山大学池田家文書)によると、神道請により儒葬祭を行った人物を何人が拾うことができる。たとえば備前国磐梨郡佐伯村吉大夫前之女房の場合は次の如く記されている。

一、女房有<sub>レ</sub>女<sub>房</sub>備前国切支丹吉大夫前之女房

此者寛文十年戌ノ十月廿四才ニ而、病死、上道郡竹原村ニ儒法之葬ニ仕候。此者儒道之葬ニ仕候義、先年新太郎(池田光政)時分、北条安房守・保田若狭守へ神道用且那寺無之者、神道請ニ而茂不苦義ニ可有之哉と、家来伊木頼母・能勢少右衛門を以、御尋候処、切支丹宗門之者ハ、神儒共ニ用不申候、然間神道請ニ而も不苦由と差函ニ付、望次第神道ニ申付、儒葬ニ仕候。

と、みえている。ここであきらかな様に、岡山藩の神道請政策の直後死去したため幕府の切支丹奉行の許可をえて儒葬祭で葬式を行っていたことがわかる。この他同様の葬法で行われたのは、寛文九年八月脇浜屋小左衛門女房六十七才病死、同年八月絵師久三郎六十三才病死、同年十一月卜庵女房六十六才病死、同月市左衛門舅七十八才病死、寛

文十年二月卜庵娘こぼ五十一才病死、同年十月くどぬり惣左衛門女房七十六才病死、寛文十三年七月馬方市兵衛女房七十八才病死、延宝元年十月加右衛門七十二才病死、同二年九月忠左エ門六十才、延宝六年九月七兵衛五十三才、貞享四年五月ひる二十二才病死等である。つまりこの十一名は、池田光政の神道請政策により、儒葬式を行っている様子がわかる。しかしこの時期岡山藩領の切支丹類族全員が儒葬式かといえは必ずしもそうではない。たとえば同史料のなかで仏式の葬祭を拾ってみると、寛文六年（一六六六）～貞享四年（一六八七）の二十二年間で五十八名の死者がいることがわかる。つまり死者の八四％がいずれも仏式の葬祭である。表面的には神道請にし、かつ儒葬式のように見えるが、実際には不徹底であったことがうかがえる。

しかし岡山藩が寛文九年（一六六九）に作成したと思われる領内の神道請の実態調査によると、領内総人口の三六萬三八一六人の内、三五萬六一四二人が寺請から神道請に変わっている。つまり領内の九七・九％が神道請に改められていることがわかる。しかしこれは領主側が算出した数字である。葬祭の実態は前述の通りである。

つぎに寺院整理の実態をみてみたい。

### 三、寺院整理政策の意図

池田光政は寛文六年八月二十三日「出家中江被仰渡御書付」（包紙の書式）を領内の寺院僧侶に布達している。表題は「申渡覚」（岡山大学池田家文書）とある。内容は九か条からなり、かなりの長文であるので、ここではその要旨を紹介してみよう。

まず第一条では徳川家康の意向として次の如く説いている。

権現様の御意に神儒仏共二御用被成との義也、神道ハ正直にして、清浄なるを本とし、儒道ハ誠にして仁愛なるを尊ひ、仏道ハ無欲無

我にして忍辱慈悲を行とす。

と、神儒仏のあるべき姿をまず明示している。しかし池田光政は現在儒教と神道はすいびしているという認識に立っており、仏教のみがさかんであると指摘し、その実態を次の如く批判している。

坊主たる者多は有欲有我にして、けんどん邪見也、己か不律破戒の云分二八、各我等こときの凡夫ハ、善行をなす事ならず、欲悪ながらあみた（阿弥陀）を頼みて極楽に生ず、たいもく（題目）たにとなゆれハ成仏すといふ、是人に悪を教也、自今以後如此ノ邪法を説て、人心をそこなひ風俗を乱すへからさる事

と、まず僧侶は無欲無我にして忍辱慈悲を行とせねばならないのに、実際は有欲有我にしてけんどん邪見なりと批判している。岡山藩領では承応三年（一六五四）大飢饉があった。その折の農民生活はさんたんなるものであった。承応三年七月より翌年四月迄の「国中改覚」によると、「国中人数二十五万九千六百人、死人三千六百八十四人、飢扶持遣人数二十万六千七百五十二人」（『池田光政日記』）とみえている。領民の約八三％が飢人という状態であった。藩主池田光政は年貢率を一ツ物成（年貢率一〇％）迄さげるとともに、救米金の対策のため天樹院（秀忠の娘、豊臣秀頼と結婚、大坂落城後本多忠刻え再婚、忠刻没後落飾、竹橋御殿に入る）に懇願して、銀三千貫目（米約五万石に相当）を借金している。条件は十年間にわたり一年間銀三百貫目（米約五千石）ずつ支払い返却すということであった。この様な非常時にもかかわらず、僧侶達は華美な生活をして、農民を苦しめ、藩政に全く協力しなかったというのが光政の怒りでもあった。約十年間たつてやっと財政の立直しができた光政にとってまず手つけたのが憎むべき寺院僧侶であったともいえる。つぎに第二条をみてみよう。

何と伝へあやまり候や、国中の仏者及迷惑候由、

と、光政の寺院整理政策を批判するのは筋違いであることを指摘し、

さらに一步すすめて、

今の仏法ノまよひをさとり、神道の正直、儒学の大道におもむかんと  
思ふ者は心次第たるへし。

と、仏教を捨て、神道や儒教へおもむく者を歓迎している様子がわか  
る。第三条では、

比丘・比丘尼の多は国民をきかん（飢寒）せしむる本なれハ、非を  
さとり、還俗する者ハすきはひをあたふへき事。

と、僧や僧尼は民衆から収奪し、民衆の生活を飢寒させるものである  
から、現在の生活を反省して、還俗（出家をやめて俗人にもどる）す  
るならば、その生活を保証しようといっていることがわかる。

第四条では、

出家の中、或ハ老人、或ハ病者、或ハ無才文盲なる者はとりわけ  
不便の事也、惣して坊主たる者邪法をたになさずは、墓守と心得て  
養置へき事。

と僧侶の内老人・病人あるいは無学の者はとりわけ不便であるので、  
これらは墓守と心得て養っておいても良いとしている。

第五条では、

神道は正直を先とし、儒道は誠を本とす、誠なる時ハ明也、明なる  
時ハ正直也、我民たらん者ハ心ニ誠をたて、まよひをはらし、正直  
を失ふことなかれ。

光政の考えでは、仏教を捨てて、はやく儒教、神道へ帰入しなさいと  
説いていることがわかる。しかしまた一方では神官に対しても、一定  
の歯止めをしている。第六条がそれである。

出家仏者にかわりて奢をなすへからず。不測の神道にそむいて、み  
たりにきたう（祈祷）をなし、人の財をやふるへからざる事。

と、神官が現世利益の祈祷に専念し、民衆から収奪をしない様にいま  
しめている。第七条は、寺が堂塔伽藍を建てるのを禁じている。

国中山林あれ、材木・薪不自由の間、（中略）堂寺を新しく建るをす  
へからず、破損せは其まゝにて修理を加へ、或ハたゝみて少くすへ  
き事。

と、先述の如くききん以来、山林の荒廃が続いているので、堂塔伽藍  
の新築を禁止するとともに、修理にも制限を加えている様子がわか  
る。さらに修理を要するものは畳んでもよいとしている。つまり廃寺  
にすべきという。しかし一方で、先祖供養については、積極的であっ  
た。第八条では、

神儒のわきまへある者ハ各別なり、さなき者はミたりに寺を捨へか  
らす。今迄の寺をかゝる、坊主を養置へし、たとへわきまへ有共、  
其上墓所有之ニおいてハ、今迄遣し来る物ハ可遣、奢を助事なくハ  
可也。

神儒のわきまもあるものは、仏教を捨ててもいいが、そうでない者は  
寺を捨るべきではないし、特に寺に墓を持っている者は、先祖の菩提  
を弔うべきであることを強調している。寺院への喜捨が寺院の繁栄に  
つながらなければ良いとしている。つまり、この箇条はこれ迄とこと  
なり、池田光政が、強引に仏教から神道へ変えたものではないことを  
強調していることを示したところといえよう。

第九条は神葬祭のもち方について説明している。神葬祭は質素で心  
のこもったものであればいいといっている。

祭は神道の印に、分限有之者ハ、のしにやきしほ（焼爐）をそへ、  
それも及かたき者ハ、かつほ（鯉）かたつくり（田作のごまめ）か  
を、くわし（菓子）の上にくハふるとも可也、祭の膳ハ其家ニして  
朝夕用る物に念を入か、或ハ親の生きていられたら、如此してふる  
まふ（振舞）へきと思ふほにして可也。

と、神葬祭の折の供え物は、死者の生前の食卓に一品か二品加えた程  
度のもので良いとしている。また祭式については、

喪ハ別をなげくのかなしひを本とし、祭ハいますかことくの敬を本とすへし、天地の道ハ易簡なり、事むつかしきハ大道ニあらず。と祭式は死者の生前の思いを近親者が心をもってとむらえば良いとしている。

以上の様に池田光政の布達は、合理主義につらぬかれているが、親子の心情、君臣の道などを封建的倫理（儒教道徳）のなかでといていることが特色である。つきに寺院整理直前の岡山藩領の各宗寺院の分布についてみてみよう。

#### 四、領内における各宗派の分布

第二表は延宝三年（一六七五）「備前備中御領分寺数帳」（岡山大学池田家文書）より作成したものである。これは岡山藩が寛文六（七年（一六六六）七）にわたり領内の寺院整理を行ない、その追跡調査を行なったものである。書式は次の如くである。

一、九拾壹軒	赤坂郡	内
四拾八軒内	廿三軒	天台
	拾七軒	真言 有寺
	八軒	日蓮
四拾三軒内	三軒	天台
	五軒	真言 絶寺
	三拾五軒	日蓮

とある。つまり一郡単位で総軒数（寺院数）を記し、有寺（残存した寺）と絶寺（整理された廃絶寺）を分け、それぞれの宗派毎の数字を

書上げていることがわかる。これを合計したのが、第二表である。これで整理直前の寺院分布を推定してみたい。ところで「備前・備中御領分寺数帳」を作成するにあたっては、代官単位に書出しを命じ、それを郡毎・宗派毎に整理した台帳が作成されたと思われるが、その様な史料は現存しない。しかし後年のものではあるが、同様の形式のもので紹介してみると、巻五に「赤坂郡寺方宗旨本寺本尊寺領語伝之事」とあって、現存する寺の分は次のような書式である。

赤坂郡之内寺之事	一、天台宗高倉山宿雲寺地福院	牟佐村之内
	本寺銘金山観音寺	本尊観音
	一、天台宗金光山徳行寺大乘院	同村之内
	本寺銘金山観音寺	本尊阿弥陀
	一、真言宗金光山善教寺円寿院	馬屋村之内
	本寺御野郡三野村法界院	本尊千手観音（下略）
	「赤坂郡古寺（跡）之事」として、	
	一、日蓮宗尾野岡山妙蓮寺	斗有村之内ニアリ
	本寺金川妙国寺	本尊釈迦多宝
	一、同宗東光山妙立寺	町苅田村之内ニアリ
	本寺金川妙国寺	本尊釈迦
	一、同宗要法山新福寺	由津里村之内ニアリ
	本寺岡山蓮昌寺	本尊釈迦
	（下略）	

と、存在する寺、廃絶寺のいずれも山号・寺号・村名・本寺・本尊等を書き出している様子がうかがえる。

寛文六年（一六六六）現在の岡山藩領の寺院数をかけると第二表

の如くである。まず宗派毎にみても、第一位は真言宗の四〇一か寺で全体の約三八・七％、第二位は日蓮宗の三九七か寺で約三八・三％である。よく「備前法華に安芸門徒」といわれているが、実際に多いのは真言宗であることがわかる。少しこの両宗派についてみてみよう。真言宗は、寛永年間の本末帳が残っていないので、寺院整理後の寛政三年（一七九一）「備前国古義真言宗本末帳」（水戸市彰考館文庫所蔵）によれば、仁和寺末寺が六七か寺、高野山多聞院末寺が六一か寺、同西南院末寺が四七か寺、同随心院末寺が三七か寺、同金剛院末寺が五か寺、同高祖院末寺が四か寺、新義真言宗醍醐三宝院末寺が三か寺の合計二二四か寺が書上げられている。圧倒的に古義真言宗寺院が多い。

一方日蓮宗は、いずれも国立公文書館内閣文庫に残る史料であるが、寛永十年（一六三三）「上京妙覚寺諸末寺覚」には、備前国として二十一か寺が書き上げられており、いずれも「違背」と注記されている。この史料の奥書には次の如く記されている。「就今般法理之一義、構邪義末相従、不義之寺者違背と書付申候、違背申候末寺多分御座候」とみえ、備前の二一か寺はすべて違背とあるので、不受不施派寺院であったことがわかる。

この内寺名が記されているのは、一五か寺である。蓮昌寺・妙善寺・妙国寺・道林寺・実成寺・大乘寺・南光寺・妙勝寺・大林寺・神宮寺・大久寺・実教寺・本興寺・法鏡寺・石井寺である。この場合いずれも備前の有力な日蓮宗寺院であることもつけ加えておきたい。尚妙覚寺末寺帳には隣接する美作国には八か寺、備中国四か寺ありそれはいずれも日蓮宗不受不施派であり、これらを合せるとこの地域は三三三か寺となり、妙覚寺末寺のほぼ三分の一を占め、当地域は全国でも日蓮宗不受不施派の一大拠点であったことがわかる。それだけに池田光政の寺院整理政策でも日蓮宗がその焦点となったといえる。この他日

第2表 岡山藩領の寺院数の分布

延宝3年(1675) 御領分寺数帳

郡名	天台	真言	浄土	一向	日蓮	禅	合計	村数	一村当りの寺
御野	22	22	13	13	108	15	193	101	1.9
上道	28	83	1	0	13	6	131	94	1.4
邑久	19	87	0	1	18	0	125	68	1.8
和気	12	49	1	4	26	0	92	83	1.1
磐梨	6	0	0	0	46	0	52	64	0.8
赤坂	26	22	0	0	43	0	91	94	1.0
津高	7	6	0	1	131	0	145	93	1.6
児島	1	90	0	0	2	23	116	79	1.5
備中	27	42	1	1	10	10	91	36	2.5
合計	148	401	16	20	397	54	1,036	712	1.5
％	14.3	38.7	1.6	1.9	38.3	5.2	100		

蓮宗では同年「京都本国寺末寺帳」に備前国は妙国寺・妙光寺・法蔵寺・安全寺の四か寺がみえる。同年「妙満寺末寺帳」には備前国には法泉寺・本成寺の二か寺がみえる。同年「京妙願寺末寺帳」には備前国は長久寺・妙善寺・光願寺の三か寺がみえる。同年「洛陽本能寺(末寺帳)」には備前国は本蓮寺・松寿寺・感応寺がみえる。

第三位は天台宗一四八か寺で約一四・三％である。真言宗・日蓮宗に比較するとやや寺数は見劣りがするが、一大勢力であったことには変りがない。天台宗は備前地方には古くから勢力をもっていた金山寺遍照院が中本山である。天台宗も寛永年間の本末帳はないが、天明六年(一七八六)「備前国銘金山遍照院惣末寺帳」(岡山市金山寺所蔵)によると、備前・備中で一四七か寺の末寺と書上げている。本山は江戸上野の東叡山寛永寺である。

第四位は禅宗で五四か寺、約五・二％である。禅宗は臨済宗妙心寺派の国清寺が藩領域の九〇％の末寺を押えており、その残りを曹洞宗と黄檗宗で支配しているにすぎない

第五位は一向宗で二〇か寺であるが、御野郡(城下を含む)に集中していることがわかる。東本願寺末七に対して西本願寺末は三で、圧倒的に東本願寺末寺が多い、しかしこの宗派は城下の町場にその檀家をもっている程度である。第六位浄土宗についても同様である。本寺は京都知恩院が多く、京都光明寺末も若干みうけられる。

以上のように岡山藩領における宗勢は真言宗・日蓮宗・天台宗の三宗派を合せると約九一・三％あり、この三宗派に焦点をしばって寺院整理政策が行われることになった。次に寺院整理の実態をみてみたい。

## 五、寺院整理の実態

第三表は寛文六(七年(一六六六)七)に池田光政が領内寺院を破却・整理した数字である。利用した史料は延宝三年(一六七五)「備前備中御領分寺数帳」(岡山大学池田家文書)である。

まず全体の処分率からみてみよう。寛文六年現在の総寺院数が一〇三六か寺であるので、破却・整理寺数五九八か寺で比率を出してみると、約五七・七％という高率を算出する。岡山藩はこの段階で六割に近い寺を破却していることがわかる。また破却寺院数の六割近くが日蓮宗寺院であったことは注目できる。

次に宗派毎の処分率を出してみると、第一位は日蓮宗で約八七・七％である。驚くべき処分率といえる。郡毎にもう少しくわしくみると、寺数が最も多いのは津高郡一二三か寺であるが、これは同郡の日蓮宗寺院の約九四％を破却していることになる。ついで多いのは御野郡九五か寺であるが、これは八八％になる。これ以外の郡はやや数字がさがるので、処分率でみると、磐梨郡・児島郡はすべて破却で一〇〇％の処分率である。赤坂郡と備中も八〇(八二)％の処分である。以上のようにみると、池田光政の寺院整理の焦点が日蓮宗弾圧であったことは明白である。それでは何故日蓮宗なのかについて次にみてみよう。

第四表は寛文六(七年)破却された日蓮宗寺院を追跡したものである。上段には本寺名をかかげ、それぞれの末寺数を郡毎に表示した。妙善寺・妙国寺・蓮昌寺・妙泉寺はいずれも京都妙覚寺の直末寺である。ここで京妙覚寺とした欄は備前・備中の直末寺の数である。それゆえ、妙覚寺末寺は直末・又末・孫末を含めると、全体で二三五か寺がこの段階で破却されていることがわかる。これは破却寺院総数の二

第3表 寛文6~7年破却・整理された寺 御領分寺数帳

	天台	真言	浄土	一向	日蓮	禪	合計
御野	2	2	2	2	95	1	104
上道	6	24			10		40
邑久	7	62			9		78
和気	3	14			20		37
磐梨	2				46		48
赤坂	3	5			35		43
津高	2	6		1	123		132
児島		41			2	3	46
備中	23	29		1	8	9	70
合計	48	183	2	4	348	13	598
%	8.0%	30.6	0.3	0.7	58.2	2.2	100
処分率	32.4%	45.6	12.5	20.0	87.7	24.1	57.7

第4表 寛文6~7年破却された日蓮宗寺院

「備陽紀」より作成

	妙善寺	妙国寺	蓮昌寺	妙泉寺	京妙覚寺	京妙頭寺	京本能寺	小湊誕生寺	不明	計
御野	20	22	12		9		3		5	71
上道			6							6
邑久		1			1		1			3
和気			6		1			9	3	19
磐梨		9		22	4			1	5	41
赤坂	1	13	5						10	29
津高	46	51	1			5				103
児島			1					1		2
備中			3		1			1	1	6
計	67	96	34	22	16	5	4	12	24	280

(不明差引 256)

八〇か寺から不明分二四か寺を差引くと二五六か寺となるが、それと比較を出すと、九一・八％にあたる。池田光政の日蓮宗弾圧の真意が日蓮宗不受不施派の本山である妙覚寺派にはぼ限定して、寺院破却をしていることにあることがわかる。しかも領内本寺で最も末寺をかかえている妙国寺・第二位の妙善寺、さらに第四位の妙泉寺の三大寺もこの時破却している。わずかに蓮昌寺だけはその難をのがれている。そこで破却三か寺の実態をみてみよう。

妙国寺は備前国津高郡金川村(御津郡御津町金川)にあった大寺で、塔頭一〇坊を抱えていた。宝永四年(一七〇七)「津高郡奥寛文年中亡所仕古寺書上帳」(岡山大学池田家文書)によると、

岡郡金川村日岡山 妙国寺

一、古寺之跡 老ヶ所

右者日蓮宗京都妙覚寺末寺<sup>二</sup>而御座候、寛文年中<sup>三</sup>以前二無任二成居申候。

と記されている。塔頭については、いずれも還俗して、俗人となり、田地は還俗人に渡し耕作させているとしている。本住院(還俗人了運彦十郎)・教蓮坊(理正)・本光坊(林花)・善住坊(更安)・円住院(慶要)・要玄坊(玄事)・乗円坊(五右衛門)・一行坊(理清)・大乘坊(宗玄)・養林坊(要規)等である。いずれも僧侶から農民となっている。妙国寺の破却直前における本末関係について史料で追いかけてみると、

寛文元年(一六六一)閏八月「妙国寺本末諸寺誓状」(藤井駿『日蓮宗不受不施派史料』)によれば

本末諸寺異体同心掟状之事

一、今度受不施<sup>一</sup>諸寺通融之義縦有之候共、当山者三百年従以前、謗法於不受、不受不施堅固靈地故、今又受不施<sup>二</sup>如何様之出来候共、本末一同三祖師之立義堅固可相守者也、若於違背輩

者、法花経中三宝仏陀御罰可罷蒙者也、自然別心之志所存之衆ハ連判有間布、仍掟状如件。

妙国寺本末

寛文元<sup>三</sup>閏八月 日

とある。妙国寺が末寺に対して、日蓮宗不受不施派の教義を堅く守るべきことを誓約させている。この時署名したのは、妙国寺末寺の九九か寺である。

寛文五年(一六六五)四月、岡山藩は日蓮宗寺院に対して宗旨改証文の提出を命じているが、それに対して妙国寺末寺もそれぞれ提出している。妙国寺末寺のもののみで一三八か寺にのぼる。書式は次の様なものである。

宗旨御改之事

一、津高郡今岡村妙教寺、生れ同郡山崎村、歳四十、代々日蓮宗二て御座候、若從御公儀様宗門之儀二付御改御座候ハ、我等罷出御断可申上候、為後日如件。

寛文五年卯月廿五日

妙教寺(花押)

金川妙国寺様

庄屋勝右衛門(花押)

寛文元年に不受不施派の結束をかため、同五年に末寺の宗旨人別も書上げたものが、よもや寺院整理の台帳になるとは、妙国寺も末寺も予想がつかなかったと思う。池田光政側からすれば用意周到であったといえる。

妙善寺は備前国御野郡津嶋村(岡山市)にあった大寺、「御野郡南方村組寛文六年亡所仕古寺書上帳」によれば、

津嶋村鷲林山 妙善寺

## 一、古寺之跡老ヶ所

右者日蓮宗<sup>三</sup>御座候。本堂・寺家并福居之浄円寺共、屋敷畑畝老町七反七畝拾五歩御免地高引二成居申候所、寛文六年神道二成候節、住持并寺家下寺共出家中不残引退仕申候<sup>四</sup>、寺亡所仕申候、其後御払二成、被為仰付本堂并本尊不残仲買共落札二成申候、跡屋敷、畑八反拾三步、延宝九年<sup>五</sup>貞享三迄年々<sup>六</sup>発<sup>七</sup>二被仰付御年貢払上申候、残畝山林二罷成居申候、畑八村中惣作二仕居申候。

と妙善寺の住職や弟子達が寛文六年寺から退出したこと、その折本堂と本尊は仲買人が落札したこと、土地のほぼ半分は年貢地に入れ年々年貢を納めていること、半分は村惣作している事等記している。この場合は売却代金は住職に支払ったとは記していないので藩の収入になったと思われる。つぎは妙泉寺である。

妙泉寺は備前国磐梨郡宗堂村（赤磐郡瀬戸町）にあった大寺、「寛文中亡所仕古寺書上帳」によると、

## 一、古寺跡老ヶ所

磐梨郡宗堂村宗堂山 妙泉寺

右者日蓮宗京都妙覚寺末寺<sup>三</sup>御座候、寛文五年二末寺之義に付、御追放被為仰付、跡株田畑共二不残村作二成居申所二、元禄十六年<sup>八</sup>同郡父井村徳右衛門二御預ヶ被為成候、外二山林老ヶ所御林二罷成居申候、前<sup>九</sup>御年貢地<sup>三</sup>御年貢払上申候。とある。妙泉寺は「寛文五年末寺之儀二付、御追放被為仰付」とある。長光徳和・妻鹿淳子『日蓮宗不受不施派読史年表』の寛文六年八月三日の条に

備前磐梨郡大畑田村妙泉寺の住持教光坊、許可なく無住の同郡瀬戸村妙長寺に居住したため、追放される。同関係者の宗堂村妙泉寺・

大畑田村妙泉寺・神田村知丹は追放され、瀬戸村庄屋平左衛門・頭百姓次郎兵衛、籠舎される。

とあるので、このことかと思われる。とすると寛文五年ではなく六年のことである。末寺住職の不義のため妙泉寺が追放されている様子がわかる。田畑等はすべて没収され村作に廻されている。

以上のように有力な中本山三か寺は寛文六年の段階で潰されている様子がわかった。わずか蓮昌寺のみが存在を許されているが、この寺とて末寺三五か寺をこの段階で潰されている。

「備陽記」には享保六年（一七二一）現在日蓮宗寺院は四五か寺書上げているが、本山毎の内訳は妙覚寺二三か寺、以下小湊誕生寺八、妙願寺四、本能寺三、妙満寺三、妙国寺二、妙福寺一、不明一である。依然妙覚寺末寺の力はあなどりがたいといえよう。

## 六、幕府への対応

池田光政は寛文七年四月二日参勤交代のため江戸へ入っている。その折、同年四月十六日前年からの岡山藩領での寺社整理の報告を老中に行っている。池田家文書の「覚」を中心に池田光政の言い分をみてみたい。まずは領内の様子については、

近年国元（岡山藩領）の民共、出家共の私欲をもって人をたふらかし候を、みかぎり、儒学を好み申者端々にこれあり候につき、（中略）坊主をうとみ申し、神儒を好風所に多く候。

と領民の多くが、出家の墮落を批判するものが多くなったこと、一方で儒教を学ぶ者がふえたので、坊主を批判し、神儒を好むものが増加したとしている。またそれにもまして寛文五年七月、幕府が「諸宗寺院法度」を布達して、幕府が寺請制度の確立をすすめたこれ迄の寺院保護政策から、その弊害をみとめ仏教批判政策に転じたことが、領民

達に力をえさせたとしている。

去々年寺方への仰せ出される御條目を末々にても承り、御公儀にも出家をば、さのみ御用はなされずと申なし、または私に儒を好み申につき、いよいよどこもなく、右の通りにまかりなり候、一村の内に少にても、仏法（仏教）を信仰し候者は、一人か二人にてござ候、残りは儒とも仏とも考えなき者共にてござ候。

寛文五年七月に幕府の寺に対する統制の方針が改められたことを契機としながら、一方では一村の中で仏教を信仰しているものは一人か二人に過ぎないと断言している様子が見える。そしてむしろ好みにより神儒による葬祭におもむくものが多くなったと結論づけている。しかし、これには異論がある。何故ならば池田光政は先述の如く、神道請証文の雛型を作り、領民一人一人に記入させるとともに、産土神の神官にもほぼ同文の文章を書かせ、強引に寺請から神道請に変更させていることはすでに指摘したことである。むしろこれは老中にとがめだてを受けこれに対する言訳けという面が強い。

光政は以上のことから領民自身が自分の意志で神葬祭を行うようになり、寺から離れて産土神の氏子となり、神葬祭におもむいたため、必然的に寺院には檀家がなくなり、僧侶の生活が維持できなくなり、僧侶はやむなく還俗したと結論づけている。つまり藩主みずからが寺院を破却に追い込んだのではなく、僧侶自身が僧侶身分を捨て還俗し、帰農したり神官になったりしたと説明している。これも光政の言訳けといえよう。

さらに光政は言を継いで、寛文五年の諸宗寺院法度の女人禁制の条項、すなわち、「他人は勿論、親類のよしみこれあるといへども、寺院・坊舎に女人抱置くべからず」という項を最大限にここでは活用している。岡山藩領の僧侶の実態を次の如く指摘している。

在々の坊主共は、大かた百姓同然に作をし候、それについて男の

下人は存様には持ち申さず、くり（庫裡）うばと申し候て、女をかかえおき耕作のたすけにし候、この段ひしと迷惑いたし候て、かねがね還俗したく存る出家多くまかりあり候こと。

と、まず多くの寺が農業経営をしており、耕作の家内労働として女性を使っていること、そしてその女性を寺に住わせ、庫裡うばなどと称し、夫婦生活を営んでいること、ところがそれが露頭すると僧侶自身困るので、かねてから還俗したいと考えていたこと、としている。さらに、

つねづね不義坊主多く候ゆえ、旦那（檀家）もはしばし承り候へども、ぬしぬしが口ゆえ、坊主を迷惑させ申儀もいかかと存じ、だまり居り申候ゆえ、一入り年々不義大きにまかりなり候、

この時かの不義坊主ども、旦那にははなれ申し、内々不義あらわれ申すべきと存じ、欠落し候者多くござ候、そのまま居申し候はゞ、成敗し候程の者多くござ候き、右にも申すごとく、還俗を望み申す坊主ござ候へども、本寺をはゞかり、ためらいおり申し候みぎり、小代官ども還俗し候様にと申し聞かせ候へば、則座に還俗する者多く罷成候。

と、領内には不義（女犯）坊主が沢山おり、そして檀家もそれに気付いてはいたが、檀那寺の坊主をかばっていた。そのためか、ますます不義坊主が増加することになった。一方不義坊主も欠落（寺を逃げ出し別の村に住むこと）する者も続出した。妻帯のまま寺に住んでいれば成敗（処罰）される者も沢山あった。しかし還俗したくても、本寺を憚り、仲々言い出すことができず、ためらっていたところ、岡山藩の小代官が還俗をすすめたので、即座に還俗する者が続出したとしている。つまり池田光政の言い分は、すべて非は僧侶の側にあり、小代官が還俗をすすめたところ僧侶達は渡りに船と還俗をえらんだとしていることがわかる。

池田光政の寺院整理の大きな柱の一つは、日蓮宗不受不施派の弾圧であったが、これについて光政は次の如く記している。

騒動大かたしずまり申し候処に、上方にこれある日蓮宗妙覚寺より、国元の蓮昌寺方へ申し越し候は、今度公儀より仰せ出され候ごとく、備前にこれある不受不施の本寺（末寺）の坊主追放し候様に、私に訴訟すべく候、もし同心せず候は、江戸へ御訴訟申上べきと申し越し候。

寺院整理のため領内寺院の騒動がやっとなつたところへ、今度は京都の妙覚寺から不受不施寺院の僧侶を追放する様に連絡が入った。実は幕府は日蓮宗不受不施派を根絶するため、寛文五年寺領宛行状を出す条件として、日蓮宗寺院に次の如き案文を出し、それに署名する様に命じた。という前提があった。

今度御朱印頂戴仕難有御慈悲御座候、地子寺領悉御供養と奉存候、仍如件、(身延山久遠寺文書)と、つまり「寺領は供養なり」という証文に署名して提出することが義務づけられた。そしてこの時から、歴代將軍の位牌をそれぞれの寺が作成し、忌日にはねんごろに供養会を挙行し、それを寺社奉行に報告することが義務づけられたのである。しかし、日蓮宗不受不施派の寺院の多くは、これを拒否した。そのため数多くの寺院が破却され、僧侶は還俗を命ぜられたのであった。

岡山藩領ならびに隣接する美作・備前・備中は、不受不施派の一大拠点であった。先述の如き池田光政の日蓮宗不受不施弾圧も、幕府の意向に添う方で強力に行なわれたのである。しかしここで池田光政が強調しているのは飽く迄京都妙覚寺の強い申入れによって日蓮宗不受不施派を処分したとされている点である。そしてつぎの如く結んでい

本寺(妙覚寺)の坊主の御指図の通りに追放候を、末寺共承り、

この時いちじるしく還俗し候、世間にては、右の様子は存せず、一入甚だ申しつけると沙汰すべしと存せられ候こと。

光政は幕府と本寺の意向に添い、日蓮宗不受不施派の統制をはかったところ、末寺の僧侶達の多くが還俗してしまった。ところが世間では光政が強引に日蓮宗寺院を弾圧したかのごとく印象づけられてしまっている、としている。しかしこれは領内寺院の抵抗に対する光政の配慮とも受け取れると思う。もう少し詳しく池田光政の動きをみてみよう。

池田光政は寛文七年、老中酒井雅楽頭忠清に面会を求め、備前・備中の寺院整理の様子を報告している。それによると次の通りである。

寺数千四十四

坊主寺領千五百八拾五人  
寺領寺子七百七拾九斗三升八合

内

三百拾壹ヶ寺 坊主五百八拾五人 不受不施先年追放

貳百五拾ヶ寺 坊主貳百六拾貳人 天台・真言立退・還俗或は

追放

二口合八百四拾七人、上り寺領百三拾九石九斗三升八合

残り寺数四百八拾壹 坊主千百拾人

寺領千九百三拾七石九斗八升三合

一、一山江折紙二遣候寺領其寺中へ配分仕遣候内。寺退転仕候として、折紙三一枚三一山江仕候寺領は取上申、其儘一山江本寺裁判に任置候事。

一、末寺之寺領は坊主墮落、或は遂電又は不儀にて欠落仕、潰シ候分は寺領取上候事。(『池田家履歴略記』上巻)

と、報告した。整理した寺院数は全体の約五四%、坊主は約四三・三%、寺領は約七%をそれぞれ整理・処分した様子がわかる。寺領がきわめて少ない処分については、但書を附しており、末寺の寺領は本山につけたこと、但し坊主が墮落したり、追放されたり不義のため潰さ

れた寺については、寺領を取上げたことを報告している。このような岡山藩の動きに対して幕府側の老中はかなり驚いた様子である。しかし池田光政はさらに言葉をついで岡山藩の寺院整理政策をこまかに説明している。

酒井一見の上、大にあきれ、是は案外の事に候、兼て備前には出家はなきと承りしか、猶多く居住せり、かく有べき事にも申されける。烈公かさねて常は少しの事も貴殿にたつね候へとも、吉利支丹請の事は面談ならては合点もあるましく、御差図もありがたく存しければ、先一存にて神職請に定め候ひぬ。(「池田家履歴略記」上巻)

老中酒井忠清は、報告書を見て驚いている様子がわかる。酒井がこれ迄得ていた情報では岡山藩領には出家はすべて追放されていると判断していたが、依然数多くの僧侶が住っていることをききびっくりしている。それにもまして、池田光政の心配の一つは、宗門改めをこれまでの寺請から神道請にしたことによる幕府側の意向がどうかという点であった。このことは面談して詳しく話したいとしている様子がわかる。この間の事情を『池田光政日記』でみてみると、四月十六日

一、うた殿(酒井忠清)へ参、国本出家共そうとう(騒動)仕候儀、其子細書付ヲ以ミせ申候、此通少ものけも入も不被成と見え申候、只今も出家千百人余も在之由、わき／＼にてハ老人もなきやうにきた仕候、先年ノ被仰出にも、天下之義御仕置にしゆんじ申様にとの事二候二、此御地ニハ上野(寛永寺)・増上寺も在之ニ、備前ニてハ出家もなきやうに御申付、又水戸ニてもさやうに候へハ、又わき／＼も此やう二候てハ、若ふしまりノ所ニてハ、いかやうの事も出来候ハン哉、とかく甚なきかよく候ハンといつれも御申候故、少右衛門をよひ申候キ、出家のやくに不立、地こく(獄)こくらく(極楽)などいふ事、わけもなき事といつれも存候へ共、とかく甚キ事ハ不入様にとの事二

て候、此書付、老中へもミせ可申由御申、御とめ置候事、右之段、内膳(老中板倉重矩)・大和(老中久世広之)へも、すくまにまいり物語仕候事。

池田光政が老中酒井忠清の屋敷へ行き、備前国の出家騒動の件を報告している様子がわかる。酒井が出家が一人もいなくなったと聞き及んでいたが、現在まだ千百余人もいることを知り驚いている様子がわかる。また池田光政が寛文五年(一六六五)七月、幕府が布達した「諸宗寺院法度」により寺院整理をしたと拡大解釈し、領内にも説明していたが、これに対し酒井忠清が、「天下之義御仕置にしゆんじ(準じ)申様」と池田光政の行きすぎをたしなめている様子がわかる。また寛文六年には水戸藩主徳川光圀も領内約半数の寺を破却し僧侶を還俗し、さらに帰農させているが、このような動きに対して仏教各宗が危機感をもっていたこと、他方諸大名達もこのような動きに追隨する者がでるやも知れず、老中としてはその対応には頭を悩すところであった。しかし池田光政の姿勢は崩れず、至って意気軒昂であった。「出家が役にたつないこと、地獄・極楽などわけもなきことを言うこと、僧侶を削減すべきこと」を強調している。その後老中板倉重矩・久世広之の屋敷にも足を運んでいる様子がわかる。しかし池田光政が老中の屋敷を歴訪していることは、上野寛永寺輪王寺宮の怒りを恐れたことでもあったし、幕閣が必ずしも光政の政策に賛同していたわけでもないという情勢も知っていたからであった。光政の一連の行動はむしろ弁解のためであったといえる。

五月十日老中酒井忠清が江戸の岡山藩邸をたずねている。先日岡山藩主池田光政から預かった「出家之書付」を老中達に披露したこと、その結果何も特別に話すことはないとしながらも、阿部豊後守忠秋は「わき／＼ニて申候よりハいまた出家多在之由」と語っていたこと、稲葉美濃守正則は「きりしたんのしめも、いつかたにても五人くミハ

在之候、後生をおそれ候てこそ、きりしたんにも成ましきと御申候由」と、稲葉正則が岡山藩の神道請政策に批判的で寺請にすべき意見であったことがうかがえる。また五人組によるキリシタン詮索はどこでもやっていることとしている。これに対して光政は「他国はいかやうに被申付候も不存候、私ノ申付候様ハ、仏よりハこまかに御さ候と存候と申、別ニ可仕も無之候間」と酒井忠清に弁明している。

### むすび

岡山藩の神社整理政策について若干の分析を試みた。その結果いくつかの事実があらわになった。

まず神社整理については、荒神をはじめ淫祠邪神等を整理し、領内の一〇五二八社を整理し、寄宮七一社に合祀するとともに、大社・産土社六一二社を残し、合計六八三社のみの存立を許した。

つぎに寺請制度を廃止し、藩主の命により神道請証文の作成を命じ、神主により神道請制度を実施し、実質的に寺の檀家を取り上げる政策をとり、六八三社の神主の手で神道請がおこなわれ、その結果領内人口の九七％が神道請にかえられた。

寺院整理政策は、幕府が制定した寛文五年「諸宗寺院法度」を先取りする形で、行なわれたが、とりわけ岡山地域が日蓮宗不受不施派の一大拠点であっただけに、弾圧の焦点をしばって妙覚寺派の末寺の破却と僧侶の還俗が中心となった。

しかし寺院側の反発もするどく、日蓮宗妙覚寺は破却をまぬがれた中本寺蓮昌寺を通じて、廃寺の復活をせまっている。一方天台宗においても領内中本寺金山寺が寛永永に上訴し輪王寺宮を動かし、池田光政を窮地に追い込んでいる。また真言宗も京都仁和寺を動かし廃寺の復活をせまった。

一方幕府の幕閣達も廃仏毀釈の拡大を恐れ穩便に事をおさめようとした。それゆえ池田光政の改革も挫折を余儀なくさせられ、天台宗末寺の再興、眼目であった神道請制度のものには神主ならびに家族のみとし、貞享四年（一六八七）にはもとの寺請制度にもどることになった。

しかし領内の約六割の廃寺については、断固としてその復活はみとめず、しばしばその追跡調査を行ない報告書を作成している。もとより、その結果、残った寺は檀家数が増加し経営が安定したし、一方で収奪されていた檀家の側からいえば、幾分収奪が軽くなったといえる。

幕藩体制とはいえ、幕府の思わくは本末制度・寺請制度はあく迄維持する姿勢であったのに対し、岡山藩はこれを否定する対策を打出しただけにその反響は大きかったといえる。一六六〇年段階では、全国的にみれば廃仏毀釈は思想的にも政策的にもまだその機熟せずといえる。明治維新迄待たなければ、全国的に嵐の如き運動には展開しなかつたといえよう。

(たまむろ ふみお)